



浜松市告示第17号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、住居表示を実施する区域について街区符号をつけたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

併せて、浜松市中区西伊場町及び南伊場町の街区の区域をあらたに画し、廃止し、及び変更するので、浜松市住居表示に関する条例第2条の規定により告示する。

令和4年1月11日

浜松市長 鈴木康友

1 実施日

令和4年2月1日

2 住居表示の方法

街区方式

3 住居表示実施区域及び街区符号

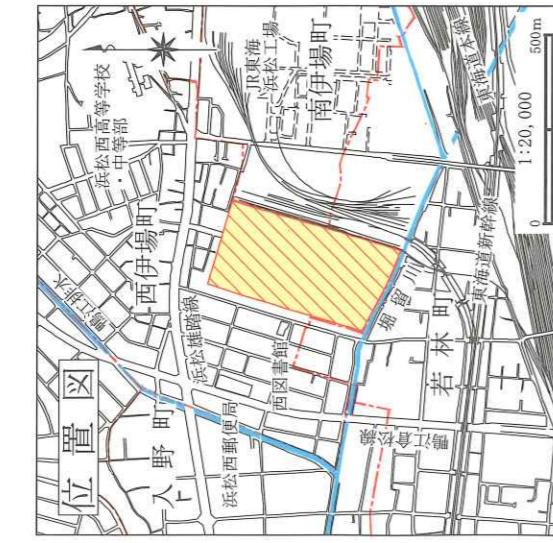
別添浜松市住居表示新旧対照案内図のとおり

4 浜松市中区西伊場町及び南伊場町において新設、変更及び廃止する街区

別添浜松市住居表示新旧対照案内図のとおり

浜松市住居表示新旧対照案内図

西伊場町



令和4年2月1日施行



凡例	
新町界	---
旧町界	- - -
新町名	新
旧町名	日
道路・水路	道
街区界	街
街区符号	区
旧街区符号	①

対象区域のうち、変更前の西伊場町の区域は、旧40番街区です。

令和4年2月1日
浜松市役所



新しい住所の表し方
市では、市街地の住所をわかりやすくするために、「住居表示に関する法律」に基づき、新しい住居表示の整備を進めています。
この制度は、従来の地番での住所の表し方を改め、「街区符号」と「住居番号」を用いて住所を表す制度です。
「街区符号」とは、町の区域を道路、水路など恒久的な施設で区画した街区に付けられる符号で、「番」で表します。
「住居番号」とは、街区内の建物ごとに一定の順序で付けられる番号で、「号」で表します。
したがって新しい住所の表し方は、
となります。

(例) 浜松市中区 西伊場町 ○番 ○号

1 : 2,000
200m
100m
0